

## ●五地域と細区分について

五地域	五地域の定義	五地域の運用上の定義	細区分
<b>都市地域</b>	一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条により都市計画区域として指定されている又は指定されることが予定されている地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>市街化区域</b>（都市計画法第7条第1項の市街化区域をいう。）</li> <li>・ <b>市街化調整区域</b>（同項の市街化調整区域をいう。）</li> <li>・ 都市計画区域の<b>用途地域</b>を定める範囲（区域）（同法第8条第1項第1号の用途地域をいう。）</li> </ul>
<b>農業地域</b>	農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域	農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条により農業振興地域として指定されている又は指定されることが予定されている地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>農用地区域</b>（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号の農用地区域をいう。）</li> </ul>
<b>森林地域</b>	森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域	森林法（昭和26年法律第249号）第2条第3項に規定する国有林の区域又は同法第5条第1項の地域森林計画の対象となる民有林の区域として定められている又は定められることが予定されている地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>国有林</b>（同法第2条第3項の国有林をいう。）の区域</li> <li>・ <b>地域森林計画対象民有林</b>（同法第5条第1項の森林計画区に係る民有林をいう。）の区域</li> <li>・ <b>保安林</b>（森林法第25条第1項の保安林をいう。）の区域（森林地域内に含まれない場合も）</li> </ul>
<b>自然公園地域</b>	優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要があるもの	自然公園法（昭和32年法律161号）第2条第1号の自然公園（国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園）として指定されている又は指定されることが予定されている地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>特別地域</b>（自然公園法第20条第1項及び第73条第1項の特別地域をいう。）</li> <li>・ <b>特別保護地区</b>（同法第21条第1項の特別保護地区をいう。）</li> <li>・ <b>海域公園地区</b>（同法第22条第1項の海域公園地区をいう。）</li> </ul>
<b>自然保全地域</b>	良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要があるもの	自然環境保全法（昭和47年法律85号）第14条の原生自然環境保全地域、同法第22条の自然環境保全地域又は同法第45条第1項に基づく都道府県条例による都道府県自然環境保全地域として指定されている又は指定されることが予定されている地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>原生自然環境保全地域</b>（自然環境保全法第14条第1項の原生自然環境保全地域をいう。）</li> <li>・ <b>特別地区</b>（同法第25条第1項及び第46条第1項の特別地区をいう。）</li> <li>・ <b>海域特別地区</b>（同法第27条第1項の海域特別地区をいう。）</li> </ul>

※：五地域の定義は国土利用計画法（昭和49年法律92号）の第9条第4項～第8項に基づきます。さらに具体的な情報は、LUCKY 起動ボタン下の「土地利用基本計画とは」をご覧ください。